

報告第 24 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 9 月 4 日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第 19 号

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 7 月 9 日

つくば市長 五十嵐立青

### 和解について

公務中における公用車の事故に関し、次のとおり和解する。

- 1 事故発生の日時 平成 30 年 4 月 5 日 午後 8 時 10 分頃
- 2 事故発生の場所 つくば市野畑 692 番地先の市道丁字路
- 3 相手方
  - (1) 住所 つくば市上郷
  - (2) 氏名
- 4 事故の概要

消防団員が運転する消防自動車が生道丁字路を右折しようとした際、方向指示器を操作したにも関わらず、後方より追いつてきた相手車両と接触し、消防自動車の右サイドミラー及び運転席ドアと相手車両の左側後方フェンダーが破損した。

## 5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金 99,676 円を支払う。
- (2) 相手方は、つくば市に対し、金 137,592 円を支払う。
- (3) つくば市及び相手方は、その余の請求を放棄する。
- (4) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。